

報告第1号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月4日提出

豊川市長 竹本幸夫

(福祉部関係)

1	専決年月日	令和7年1月7日
	相手方	豊川市在住の70代男性
	損害賠償の額	115,761円
	概要	令和6年8月27日午前9時10分頃、豊川市平尾町横町74番地先の市道交差点において、委託業務を行うため派遣された者の運転する自動車と相手方の運転する自動車と接触し、当該自動車の一部が破損した。